

(別紙) ご意見と本市の考え方

ご意見	本市の考え方
・ 「良好な景観」とか「周辺の調和」とか記載されていますが、現状、屋外広告物は大型のもの、小型のもの、デジタルなもの、音の出るもの、アナログ的なもの、形が変わったもの等あらゆる種類が存在しているので、屋外広告物自体の分析や研究をもって机上にのせて議論したうえで把握して、具体性、実効性を高めてほしい。	・ 屋外広告物は、まちの情報を広く提供し、経済活動の円滑化に不可欠なものである一方、都市景観に影響を与える重要な要素です。 ・ 特に重点的な景観形成を図っていく必要のある地区においては、屋外広告物の適切な規制・誘導が不可欠です。 ・ そのため、本市においては、大阪市景観計画で定める「重点届出区域」を対象とし、p151～p163の広告物基準において、様々な形態の広告物に関する基準を地区ごとに設け、屋外広告物設置時における本市への事前協議等により、実効性ある規制・誘導を実施しています。 ・ また、「デジタルなもの」等につきましても、景観計画に「可変表示式屋外広告物」の取扱いを定め、別途「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」を制定し、良好な都市景観の形成に向け、設置協議を実施しています。
・ P149の種類の分け方でははっきりしないし、もっといろいろなものがあると思います。分け方が簡単すぎると思います。	・ p. 149の表は、設置する場所に応じて、①建築物の屋上、②建築物の壁面、③建築物から突出するもの、④地上の4種類に区分したものです。また、p151～p163の広告物基準において、様々な形態の広告物に対し、それぞれの表示内容や寸法等に関する基準を地区ごとに設けています。 ・ これらのことから、現在の屋外広告物の実態に応じた分類、及び基準により適切な規制・誘導を行っています。